

監査公表第7号（平成26年4月8日、県公報第3585号登載）
平成25年11月1日から平成26年2月5日実施
随時監査（3次分）結果（平成25年度）

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を秘書
室等59か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員	小	串	正	伸
同	伊	藤	龍	峰
同	行	正	晴	實
同	田	中	正	勝

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、企業局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部及び労働委員会事務局の59機関
- (2) 監査対象期間：平成25年5月1日、平成25年6月1日、平成25年7月1日又は平成25年8月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成25年11月1日～平成26年2月5日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
	秘書室	平成25年5月1日から 平成25年11月21日まで	平成25年11月21日
総務部	財政課	平成25年5月1日から 平成25年11月15日まで	平成25年11月15日
	システム管理課	平成25年5月1日から 平成25年11月1日まで	平成25年11月1日
	防災危機管理局	平成25年5月1日から 平成25年11月19日まで	平成25年11月19日
企画・地域振興部	広域地域振興課	平成25年5月1日から 平成25年11月19日まで	平成25年11月19日
新社会推進部	社会活動推進課	平成25年5月1日から 平成25年11月14日まで	平成25年11月14日
	県民文化スポーツ課	平成25年5月1日から 平成25年11月1日まで	平成25年11月1日
	生活安全課	平成25年5月1日から 平成25年11月15日まで	平成25年11月15日
保健医療部	高齢者支援課	平成25年5月1日から 平成25年11月14日まで	平成25年11月14日
福祉労働部	福祉総務課	平成25年5月1日から 平成25年11月20日まで	平成25年11月20日
	子育て支援課	平成25年5月1日から 平成25年11月21日まで	平成25年11月21日
	労働局新雇用開発課	平成25年5月1日から 平成25年11月20日まで	平成25年11月20日
環境部	環境保全課	平成25年5月1日から 平成25年11月12日まで	平成25年11月12日
	循環型社会推進課	平成25年5月1日から 平成25年11月12日まで	平成25年11月12日
	廃棄物対策課	平成25年5月1日から 平成25年11月13日まで	平成25年11月13日
	監視指導課	平成25年5月1日から 平成25年11月13日まで	平成25年11月13日
商工部	中小企業振興課	平成25年5月1日から 平成25年11月22日まで	平成25年11月22日
	新産業・技術振興課	平成25年5月1日から 平成25年11月22日まで	平成25年11月22日
	工業保安課	平成25年5月1日から 平成25年11月6日まで	平成25年11月6日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
農林水産部	農 林 水 産 政 策 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 26日 まで	平成25年 11月 26日
	農 山 漁 村 振 興 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 6日 まで	平成25年 11月 6日
	食の安全・地産地消課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 7日 まで	平成25年 11月 7日
	園 芸 振 興 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 7日 まで	平成25年 11月 7日
	水産局水産振興課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 26日 まで	平成25年 11月 26日
	福岡農林事務所	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 28日 まで	平成26年 1月 28日
	農業総合試験場豊前分場	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 21日 まで	平成26年 1月 21日
	両筑家畜保健衛生所	平成25年 8月 1日 から 平成26年 2月 4日 まで	平成26年 2月 4日
	筑後川水系農地開発事務所	平成25年 8月 1日 から 平成26年 2月 4日 まで	平成26年 2月 4日
	水産海洋技術センター	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 30日 まで	平成26年 1月 30日
県土整備部	河 川 開 発 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 27日 まで	平成25年 11月 27日
	港 湾 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 27日 まで	平成25年 11月 27日
	高 速 道 路 対 策 室	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 28日 まで	平成25年 11月 28日
	水 資 源 対 策 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 28日 まで	平成25年 11月 28日
	北九州県土整備事務所	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 29日 まで	平成26年 1月 29日
	田川県土整備事務所	平成25年 8月 1日 から 平成26年 2月 5日 まで	平成26年 2月 5日
建築都市部	五ヶ山ダム建設事務所	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 23日 まで	平成26年 1月 23日
	下 水 道 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 8日 まで	平成25年 11月 8日
	県 営 住 宅 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 8日 まで	平成25年 11月 8日
企業局	管 理 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 29日 まで	平成25年 11月 29日
	営 繕 設 備 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 29日 まで	平成25年 11月 29日
教育委員会	管 理 課	平成25年 5月 1日 から 平成25年 11月 29日 まで	平成25年 11月 29日
	矢部川発電事務所	平成25年 6月 1日 から 平成25年 12月 11日 まで	平成25年 12月 11日
	財 務 課	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 16日 まで	平成26年 1月 16日
	矢部川発電事務所	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 24日 まで	平成26年 1月 24日
教育委員会	財 務 課	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 16日 まで	平成26年 1月 16日
	高 校 教 育 課	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 16日 まで	平成26年 1月 16日
	人 権 ・ 同 和 教 育 課	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 15日 まで	平成26年 1月 15日
	体 育 ス ポ ー ツ 健 康 課	平成25年 7月 1日 から 平成26年 1月 15日 まで	平成26年 1月 15日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
人事委員会事務局		平成25年6月1日から 平成25年12月11日まで	平成25年12月11日
監査委員事務局		平成25年6月1日から 平成25年12月12日まで	平成25年12月12日
警察本部	会計課	平成25年6月1日から 平成25年12月17日まで	平成25年12月17日
	装備課	平成25年6月1日から 平成25年12月18日まで	平成25年12月18日
	警務課	平成25年6月1日から 平成25年12月18日まで	平成25年12月18日
	教養課	平成25年6月1日から 平成25年12月18日まで	平成25年12月18日
	地域課	平成25年6月1日から 平成25年12月19日まで	平成25年12月19日
	刑事総務課	平成25年6月1日から 平成25年12月19日まで	平成25年12月19日
	捜査第二課	平成25年6月1日から 平成25年12月19日まで	平成25年12月19日
	鑑識課	平成25年6月1日から 平成25年12月20日まで	平成25年12月20日
	公安第一課	平成25年6月1日から 平成25年12月20日まで	平成25年12月20日
	外事課	平成25年6月1日から 平成25年12月20日まで	平成25年12月20日
労働委員会事務局		平成25年6月1日から 平成25年12月12日まで	平成25年12月12日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	説 明
総務部	支 出	緊急用前渡資金において、やむを得ず口頭により事前承認を得ていた場合の資金の交付・精算が遅延していた。 (4件)